

## 「いわてマルシェ2026」出展者募集要領

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1.催し名              | いわてマルシェ2026   |
| 2.会期               | 令和8年5月28日(木)～6月1日(月)(5日間) ※午前10時から午後7時(最終日午後5時終了)   |
| 3.会場               | 株式会社川徳(パルクアベニュー・カワトク) 7階催事場・ダイヤモンドホール   |
| 4.趣旨               | 県内で生産された優良特産品の展示即売を通じて紹介宣伝し、広く一般への理解を深めるとともに、観光宣伝を行い県内各地への観光客の増大を図ることを目的とします。   |
| 5.主催               | 岩手県、いわての物産展等実行委員会(事務局:公益財団法人いわて産業振興センター)  |
| 6.後援(予定)           | 岩手日報社、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手  |
| 7.催し内容(予定)         | (1)物産関係…○食料品:菓子、農産物、水産物、畜産物 ○民芸・工芸品 ○茶屋(イートイン) ○その他<br>(2)観光宣伝…○観光資料の展示配布 ○その他  |
| 8.販売手数料等           | 一般販売商品及び製作実演販売(茶屋・弁当等)とも売上金額からデパート販売手数料と出展者負担金を合計して次の料率(%)を徴します。また、酒類及び特殊商品については別に定めます。<br>なお、出展者負担金は催し経費の一部に充当するため主催者が徴するものです。<br>食品・工芸:20% 製作実演商品(弁当・惣菜等):17% ※変更となる場合がございます。   |
| 9.販売代金精算時期         | 令和8年8月末日  |
| 10.搬入・搬出           | 搬入:川徳別館駐車場1階プラットホームより、会期前日10:00～14:00に搬入可能です。<br>搬出:会期最終日17:00から開始し、別館駐車場1階プラットホームより搬出します。<br>※詳細については、出展者説明会の際に案内します。  |
| 11.販売及び販売員         | 販売は出展者が行ってください。<br>販売補助員(マネキン)を必要とする場合には人材派遣会社を紹介します。(自社手配いただくこととなります。)   |
| 12.宿泊斡旋            | 事務局で宿泊の斡旋は行いません。  |
| 13.申込期限            | <b>令和8年2月27日(金)17:00までにお申し込みください。</b>   |
| 14.申込先及び運営(予定)     | 業務委託先:岩手県産株式会社 営業課催事担当 大畑・山本<br>〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南1丁目8-9 TEL:019-637-9676 FAX:019-638-6890   |
| 15.問合せ先            | (1)出展申込み・出展方法等運営については、岩手県産株式会社までお問合せ願います。<br>(2)事業については、いわての物産展等実行委員会事務局までお問合せ願います。<br>いわての物産展等実行委員会(事務局:公益財団法人いわて産業振興センター) 産業支援部 山根・鈴木<br>〒020-0857 盛岡市北飯岡2-4-26 TEL:019-631-3823 FAX:019-631-3830   |
| 16.出展調整等           | <b>以下、記載内容をご了承の上、申し込みください。</b><br>(1)限られたスペースでの展開となることから、申し込み多数の場合、出展者選考会議で出展を見送らせていただく場合がございます。(※選考結果につきましては、3月下旬頃を予定しております。)<br>(2)本物産展を効果的な催しとするため、売り場スペースや品物の重複等について一部調整させていただく場合がございます。<br>(3)会場の小間配置及び小間数について、会場(デパート)及び主催者に一任願います。   |
| 17.製造物責任(PL)法保険の対応 | 出展者は、PL法の対応のためにPL保険に加入し、万が一製造物の事故による消費者からの損害賠償が発生した場合には対応をお願いします。<br>また、PL保険に未加入の申込者については、出展内容等、会場側のデパートと協議しながら調整していくことにします。  |
| 18.その他             | <b>以下、記載内容をご了承の上、お申し込みください。</b><br>(1)感染症の状況、及び自然災害等の影響があった場合、会場(デパート)と協議のうえ、変更又は中止となる場合がございます。<br>(2)感染症及び自然災害等の不可抗力により物産展が中止となった場合、出展に要する費用(消耗品費、包装費等を含む)や交通費、宿泊費、輸送費、食材費等については、主催者及び会場(デパート)は補償できません。原則、出展者の負担となりますので、予めご了承の上、お申し込みください。<br>(3)食品を扱う出展者においては、出展者決定後、別途食品安全に関するチェックリストの提出を義務付けますので、必ずご提出ください。 |